

令和6年度認定調査従事者新任者研修

2 介護保険制度の概要

青森県 健康医療福祉部 高齢福祉保険課

介護保険制度の基本

介護保険制度の目的

介護保険法 第1条

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳**を保持し、その**有する能力**に応じ**自立**した日常生活を営むことができるよう、**必要な保健医療サービス及び福祉サービス**に係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

POINT 

**本人の尊厳保持や自立した生活、
共同連帯の理念**について記載されている。

国民の努力及び義務

介護保険法 第4条

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に**健康の保持増進**に努めるとともに、**要介護状態となった場合においても**、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その**有する能力の維持向上に努める**ものとする。

国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する**費用を公平に負担**するものとする。

POINT

要介護状態になったとしても
各種サービスの利用により
個々人が有する能力の維持増進に
務めなければならない

POINT

公平な費用負担
= 個人の**負担能力(所得)**に
応じた負担

介護保険の保険者は**市町村**等です。

保険者の役割

- 保険料の決定、賦課、徴収
- 要介護認定
- 介護保険の給付
- **介護保険事業計画の策定**
- 介護保険事業の運営 等

POINT ✓

3年ごとに策定

(今年度は第9期の1年目)

介護報酬
介護保険料 の改定 等

被保険者

原則として**40歳以上**の者は**必ず被保険者となる**よう定められている。

第1号被保険者

65歳以上の者

市町村等から**要介護（支援）認定**を受けた者がサービスを利用できる
保険料は、年金支払い時天引き等により**市町村が徴収**している

第2号被保険者

40～64歳以下の者

加齢に伴う**特定疾病※**により**要介護又は要支援の状態**となった者がサービスを利用できる
保険料は医療保険者が**医療保険の保険料と一括で徴収**

※特定疾病：がん末期、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症等の政令で定める病気。加齢と関係があり、心身の障害を引き起こす疾病のうち、一時的ではなく継続して介護が必要となる割合が高いと考えられるもの。

要介護状態とは・・・

- ☑ 身体上又は精神上的の障害のために
- ☑ 入浴・排せつ・食事等の日常生活の基本的な動作について
- ☑ 6ヶ月にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態

(介護保険法7条1項・3項、介護保険法施行規則第2条)



介護の必要の程度により**要介護1～5**に区分される

要介護認定の有効期間

申請区分	有効期間 (原則)	設定可能な 有効期間の範囲	認定の効力
新規申請 区分変更申請	6ヶ月	3ヶ月 ▼ 12ヶ月	申請日にさかのぼる 申請日が月途中の場合は 申請月とその後6ヶ月間
更新申請	12ヶ月	3ヶ月 ▼ 36ヶ月 ※	前回有効期間満了日の 翌日から

※現に受けている要介護（支援）認定に係る要介護（支援）状態区分と同一である場合は48ヶ月。

介護保険被保険者証

(表面)

(一)				(二)				(三)		
介護保険被保険者証				要介護状態区分等				給付制限		
番号				認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)				内容		
住所				平成 年 月 日				開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日		
フリガナ				認定の有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日				開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日		
氏名				居宅サービス等				居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称		
				区分支給限度基準額 平成 年 月 日～平成 年 月 日 1月当たり						
生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女				(うち種類支給限度基準額)				届出年月日 平成 年 月 日		
								サービスの種類 種類支給限度基準額		
交付年月日 平成 年 月 日				認定審査会の意見及びサービスの種類の指定				届出年月日 平成 年 月 日		
								介護保険施設等		
保険者番号並びに保険者の名称及び印								種類 入所等年月日 平成 年 月 日		
								名称 退所等年月日 平成 年 月 日		
								種類 入所等年月日 平成 年 月 日		
								名称 退所等年月日 平成 年 月 日		

第1号被保険者の保険料

第9期介護保険料基準額

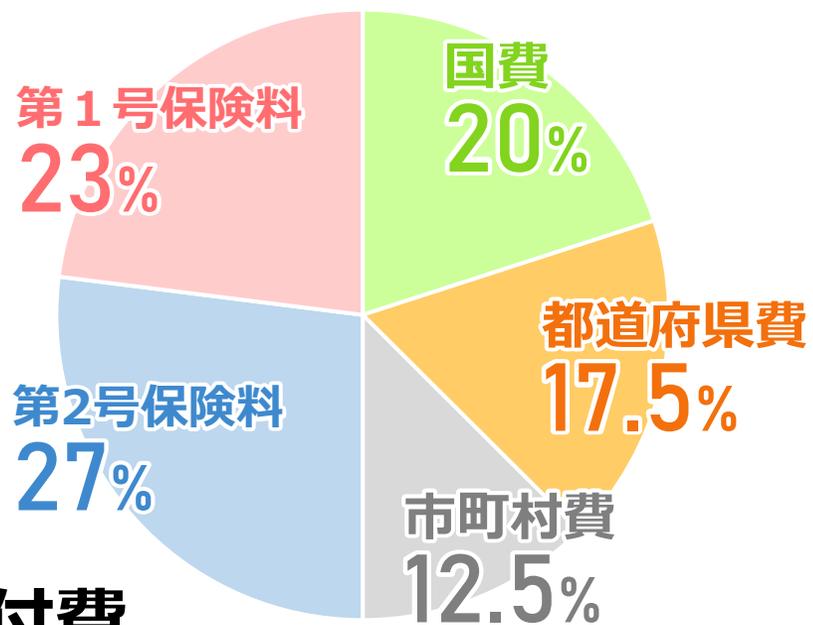
本県の第9期介護保険料基準額は**6,715円** (1か月当たりの市町村加重平均)

第8期と比較して**43円増** (+0.6%)

	1期 H12~H14	2期 H15~H17	3期 H18~H20	4期 H21~H23	5期 H24~H26	6期 H27~H29	7期 H30~R2	8期 R3~R5
青森県平均	3,256円	4,029円	4,781円	4,999円	5,491円	6,175円	6,588円	6,672円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円

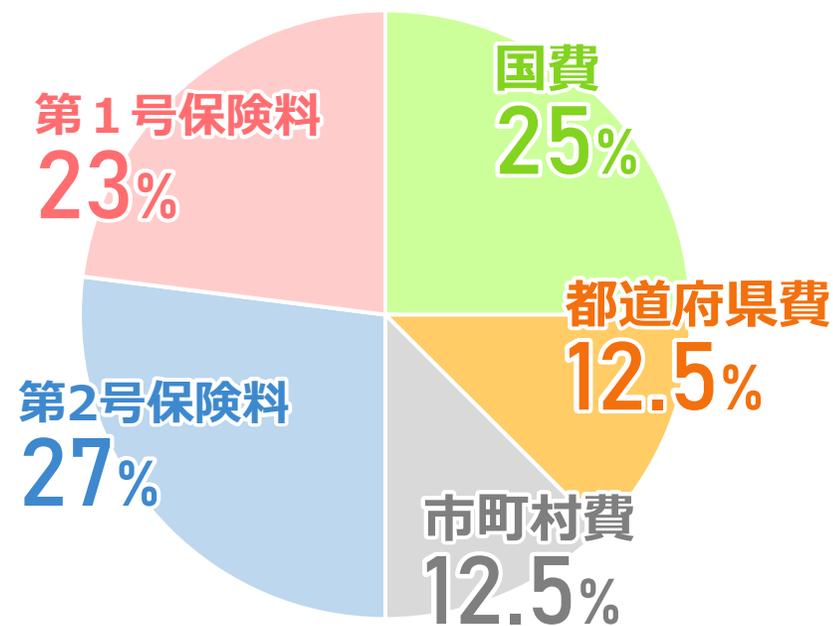
介護保険の財源構成 (利用者負担分は除く)

介護給付費は**半分が保険料**で、**半分は公費**で構成されている。



施設等給付費

都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設 介護老人保健施設
介護医療院 介護療養型医療施設
特定施設 に係る給付費



居宅給付費

施設等給付費以外の給付費

被保険者の不服申し立て

保険者が行った行政処分に不服がある場合は、
青森県介護保険審査会に**審査請求**を行うことができる。
(介護保険法第183条)

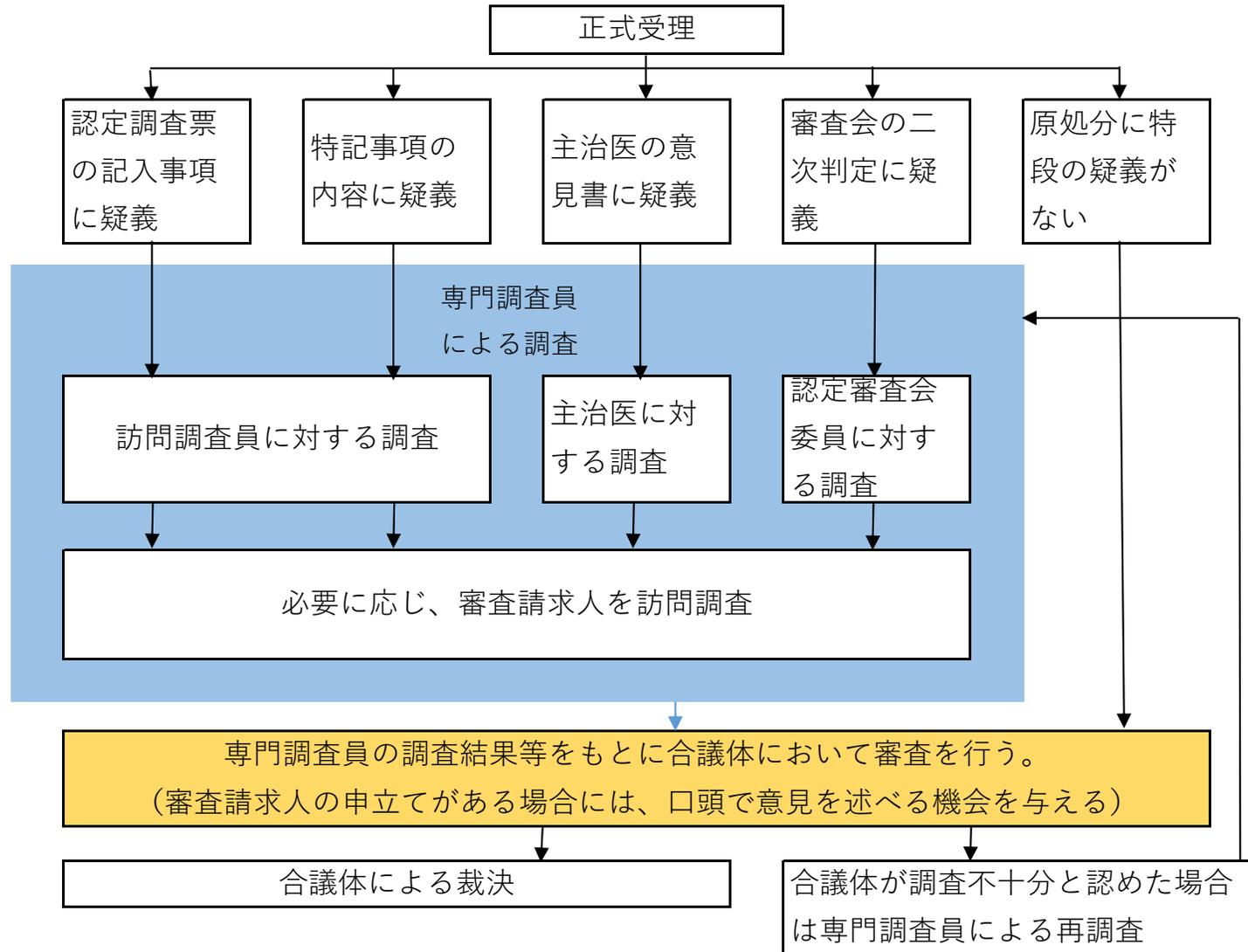
保険給付に関する処分

要介護・要支援認定に関する処分
被保険者証の交付の請求に関する処分
給付制限に関する処分 等

保険料その他の徴収金に関する処分

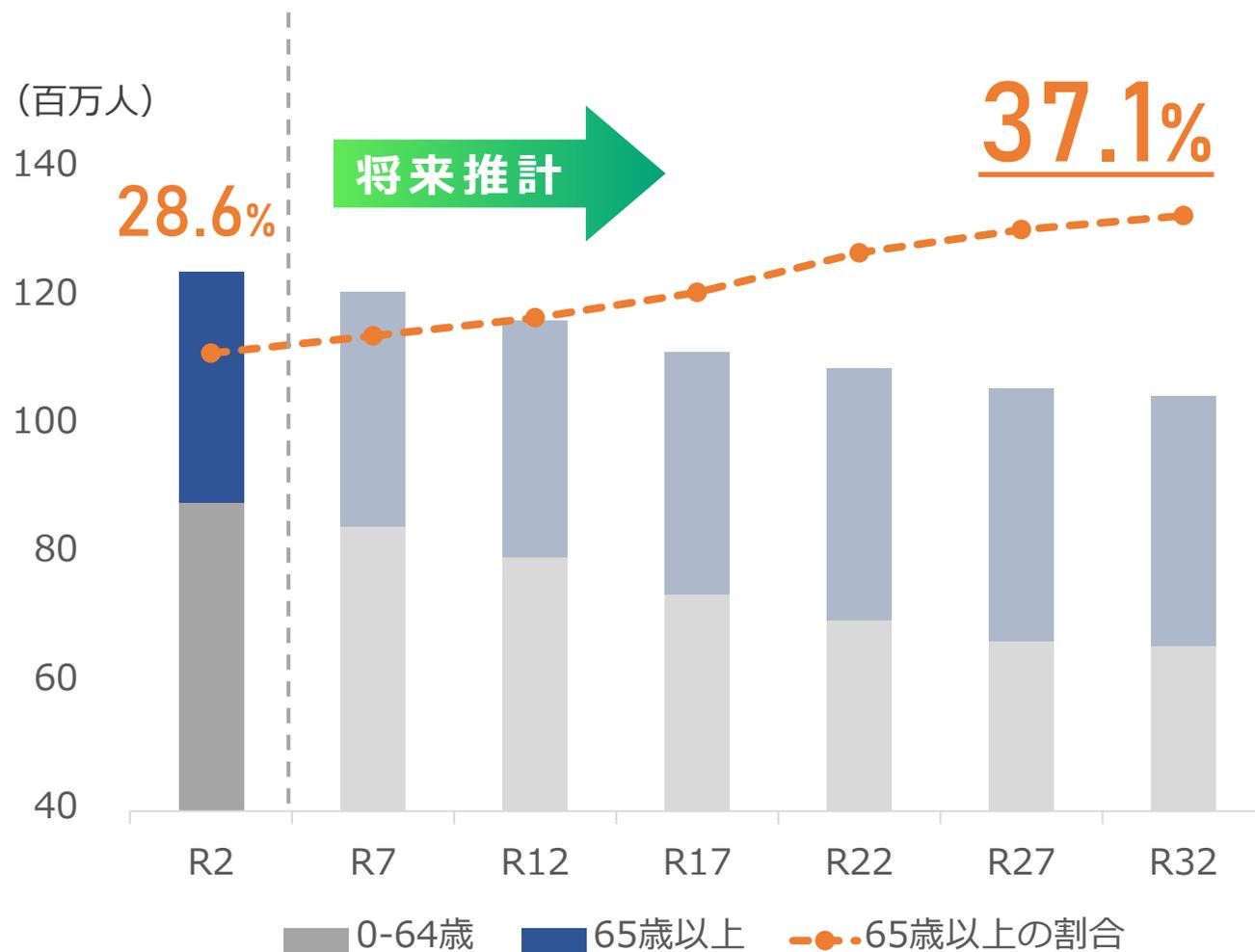
保険料の賦課徴収に関する処分
不正利得に関する徴収金等に
係る賦課徴収
保険料等の徴収金に係る滞納処分 等

要介護認定に係る審査請求のフロー図



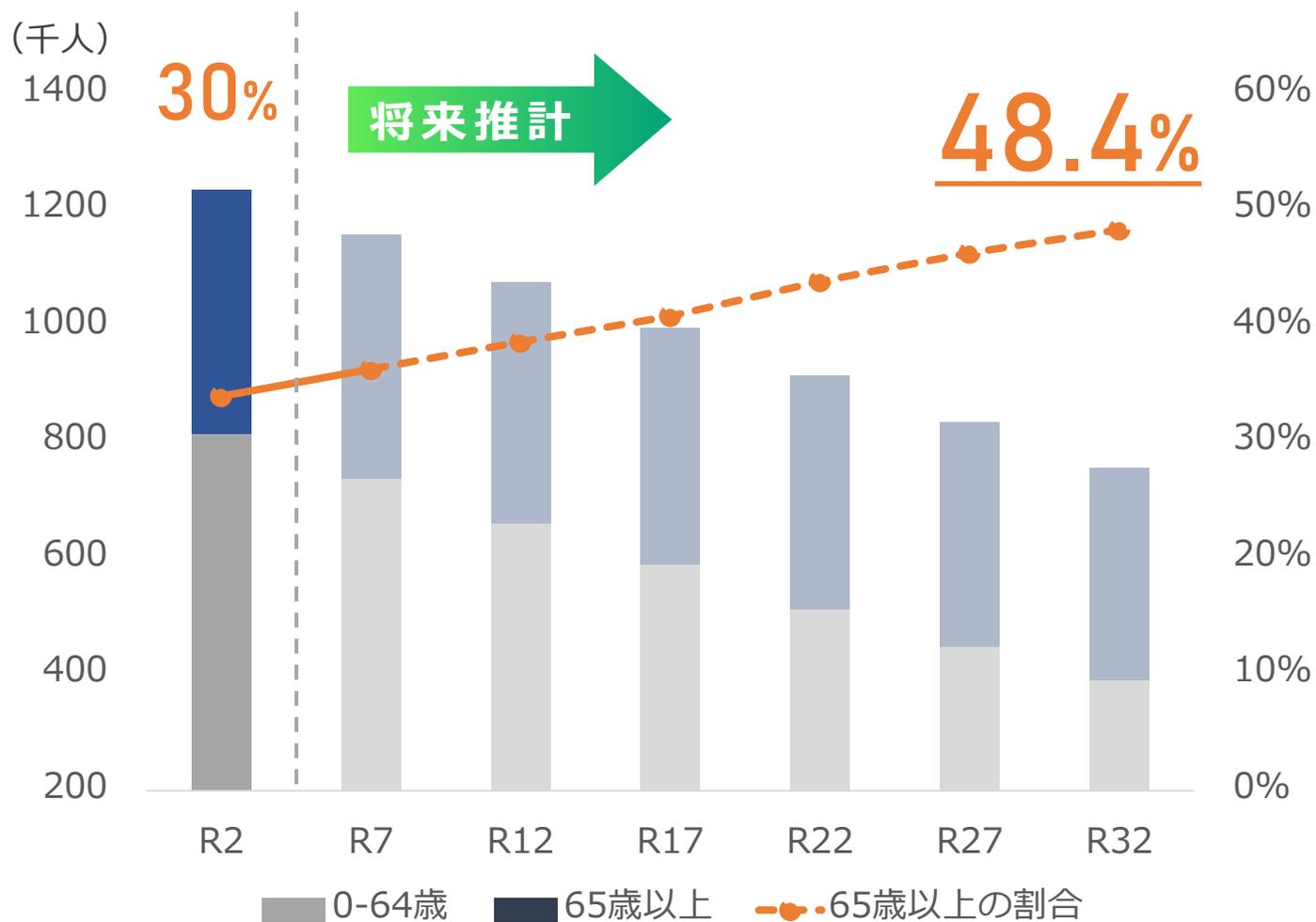
青森県の 介護保険を取り巻く状況

日本の将来推計人口



日本の総人口は
令和32年には
1億600万人に減少
一方で・・・
全体に占める
65歳以上の割合は
37.1%に増加

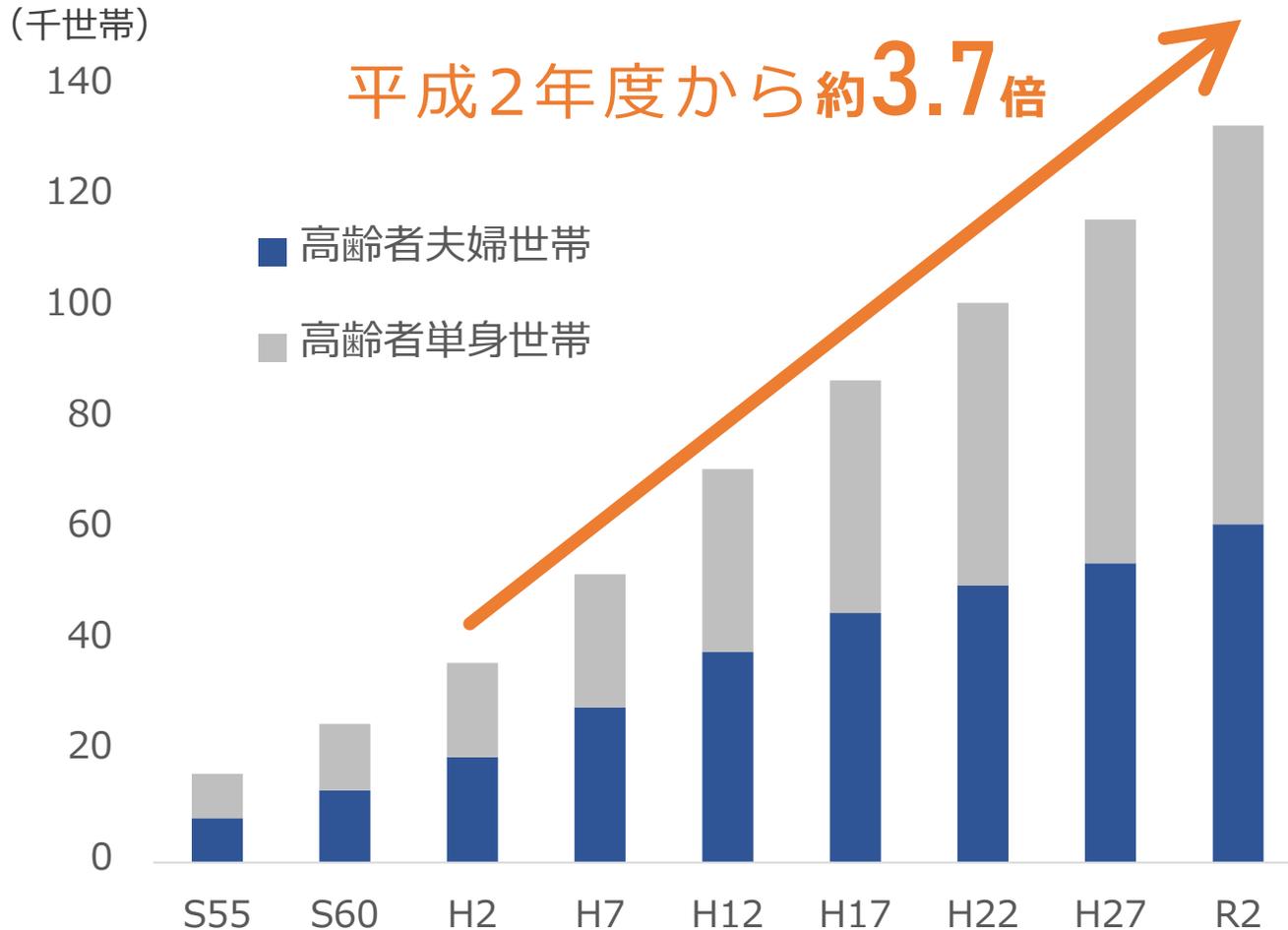
青森県の将来推計人口



青森県の総人口は
令和32年には
75万5千人に減少
一方で・・・
全体に占める
65歳以上の割合は
48.4%に増加

全国推計の**37.1%**より
11.3%も高い!¹⁶

青森県の高齢者世帯数の推移



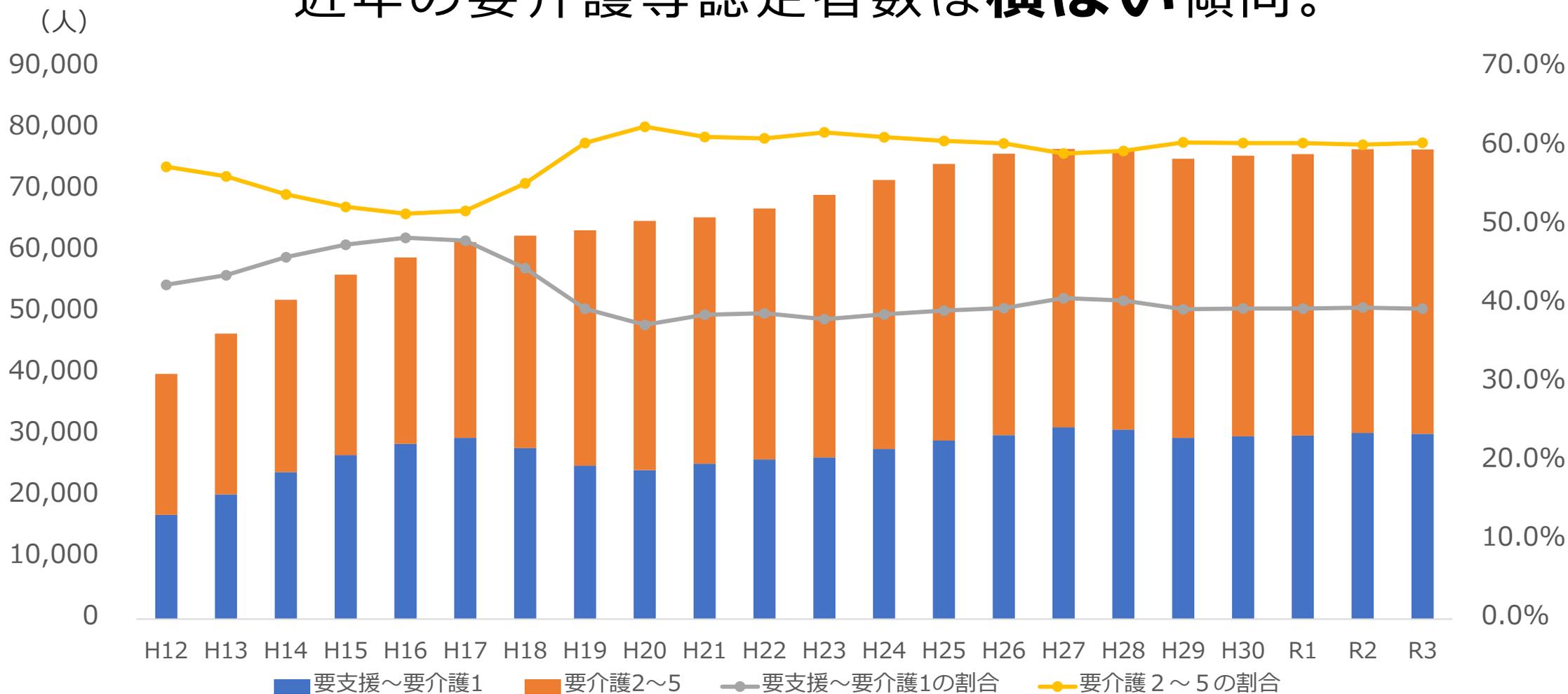
高齢者世帯の割合が増加

マンパワー低下により
家庭内での介護が困難

ますます
介護サービス依存に・・・

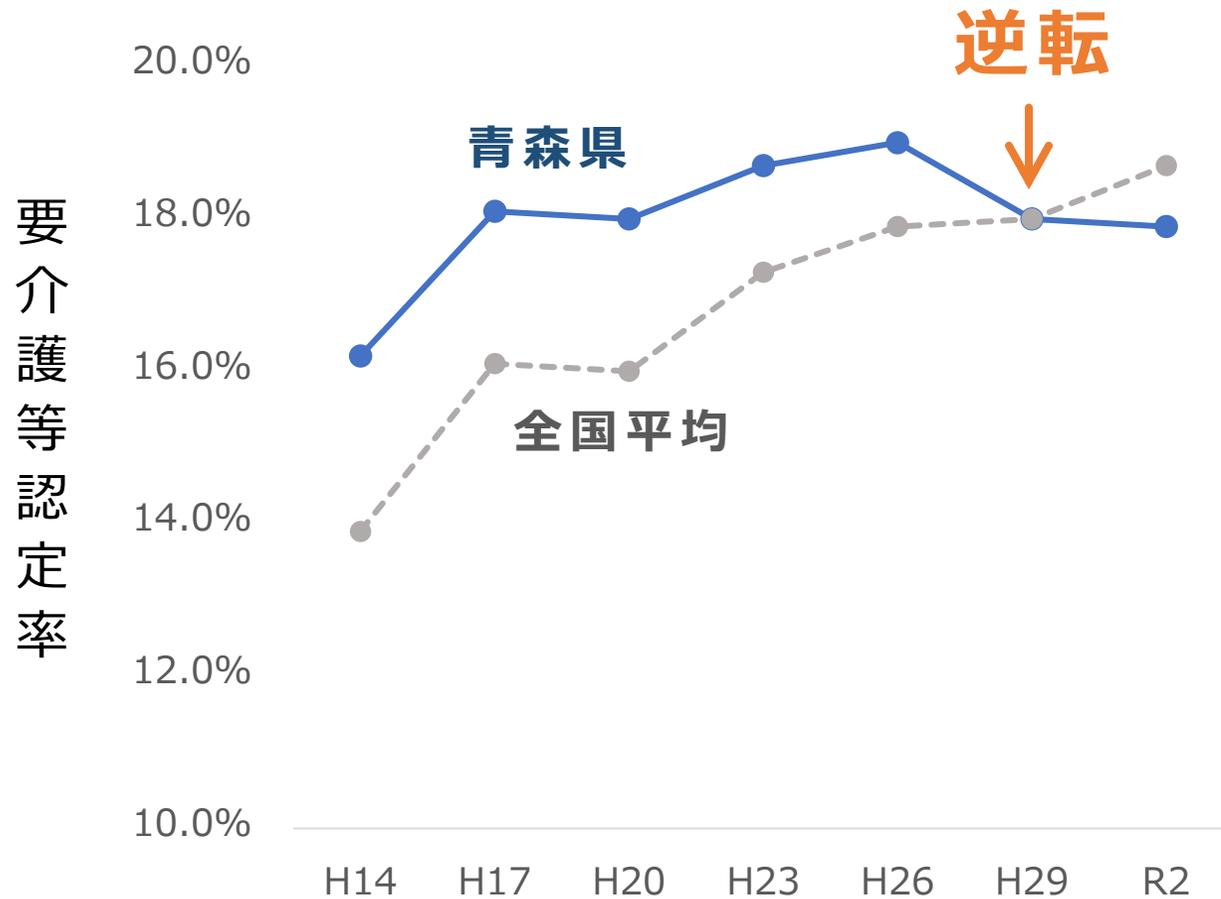
青森県の要介護等認定者数の推移

近年の要介護等認定者数は**横ばい**傾向。



(注) 介護保険事業状況報告(年報)より作成。第2号被保険者を含む。

青森県の要介護等認定率の推移

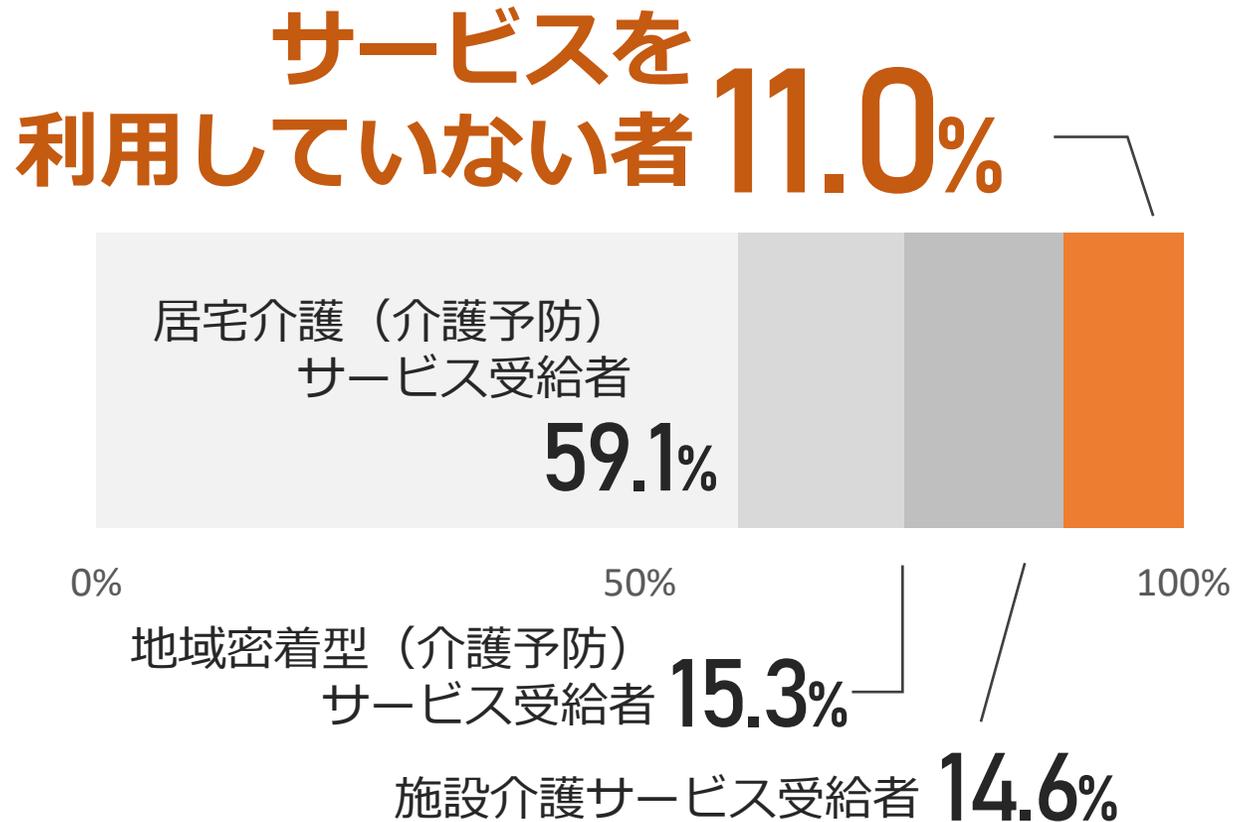


増加傾向にあったが
近年は少しずつ減少

平成29年を境に
要介護等認定率が
全国平均と逆転

青森県の要介護等認定者のサービス利用状況

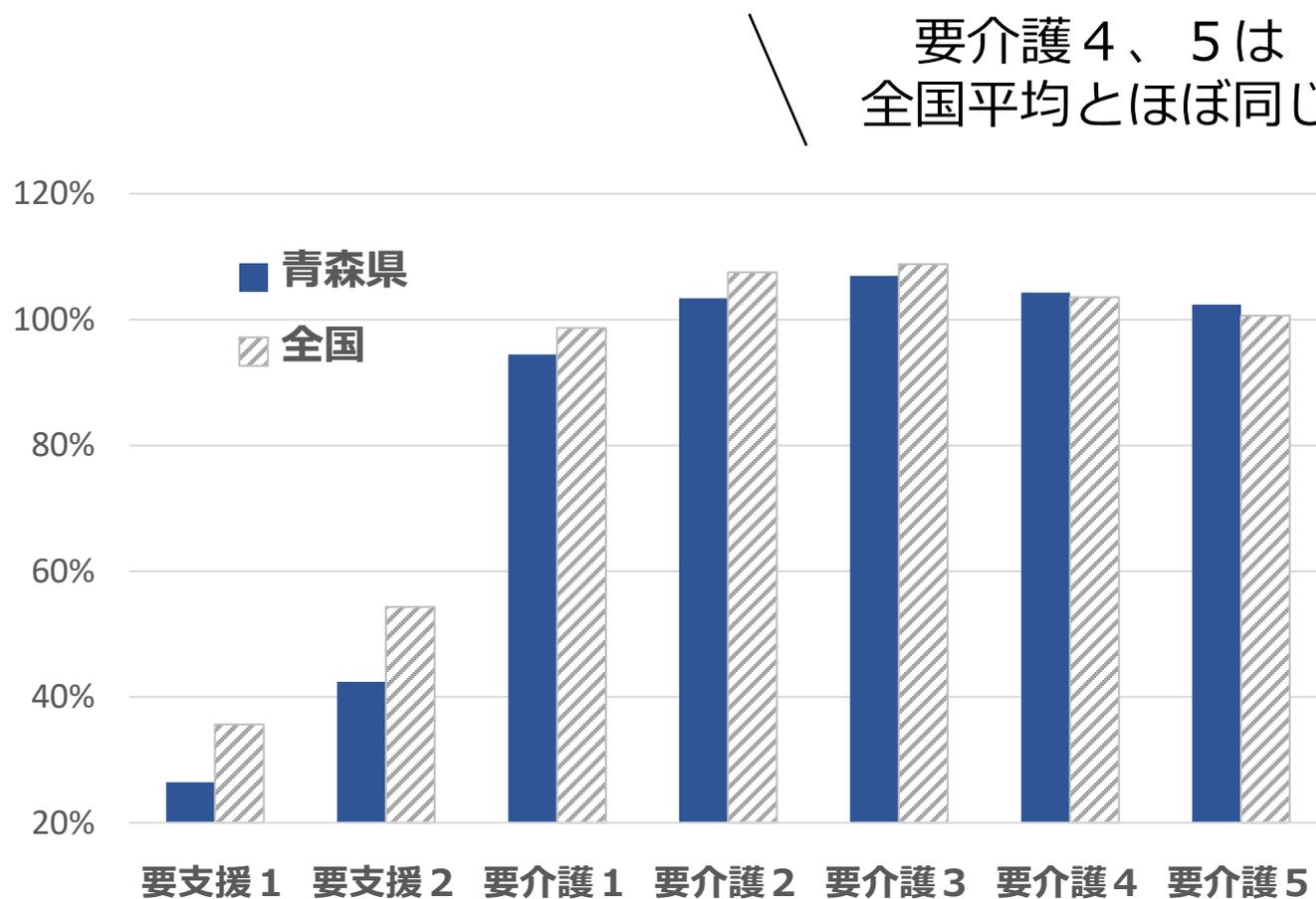
(第2号被保険者を含む)



サービスを
利用していない者の
全国平均値 **13.0%**

青森県は全国と比べて
**サービスを利用する者の
割合が高い**

青森県の要介護度別サービス利用率（第2号被保険者を含む）



要介護度が高い



利用金額も高くなる



青森県全体の
サービス利用料高騰

（注）介護保険事業状況報告より作成。令和6年11月サービス提供分。居宅、地域密着型、施設のうち複数サービス利用者はサービスごとに利用者数として計算しているため、100%を超過する場合がある。

第1号被保険者1人当たり給付費（令和3年度）

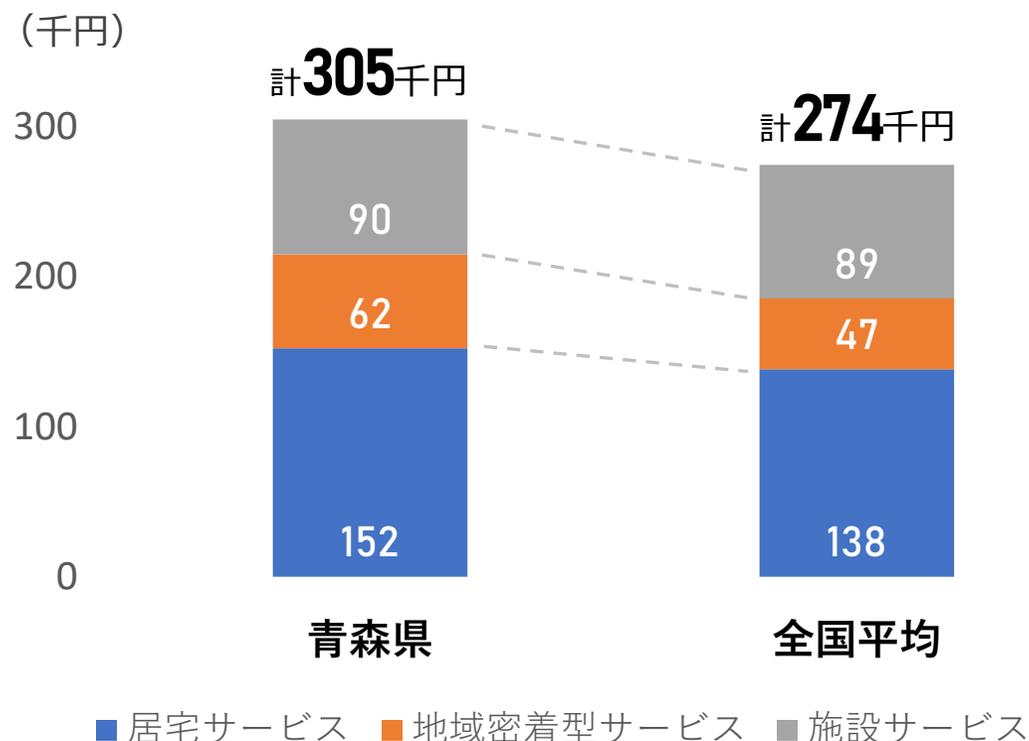
1人当たり給付費が高い都道府県

1位	島根県	323千円
2位	秋田県	313千円
3位	大阪府	312千円

⋮

6位 青森県 305千円

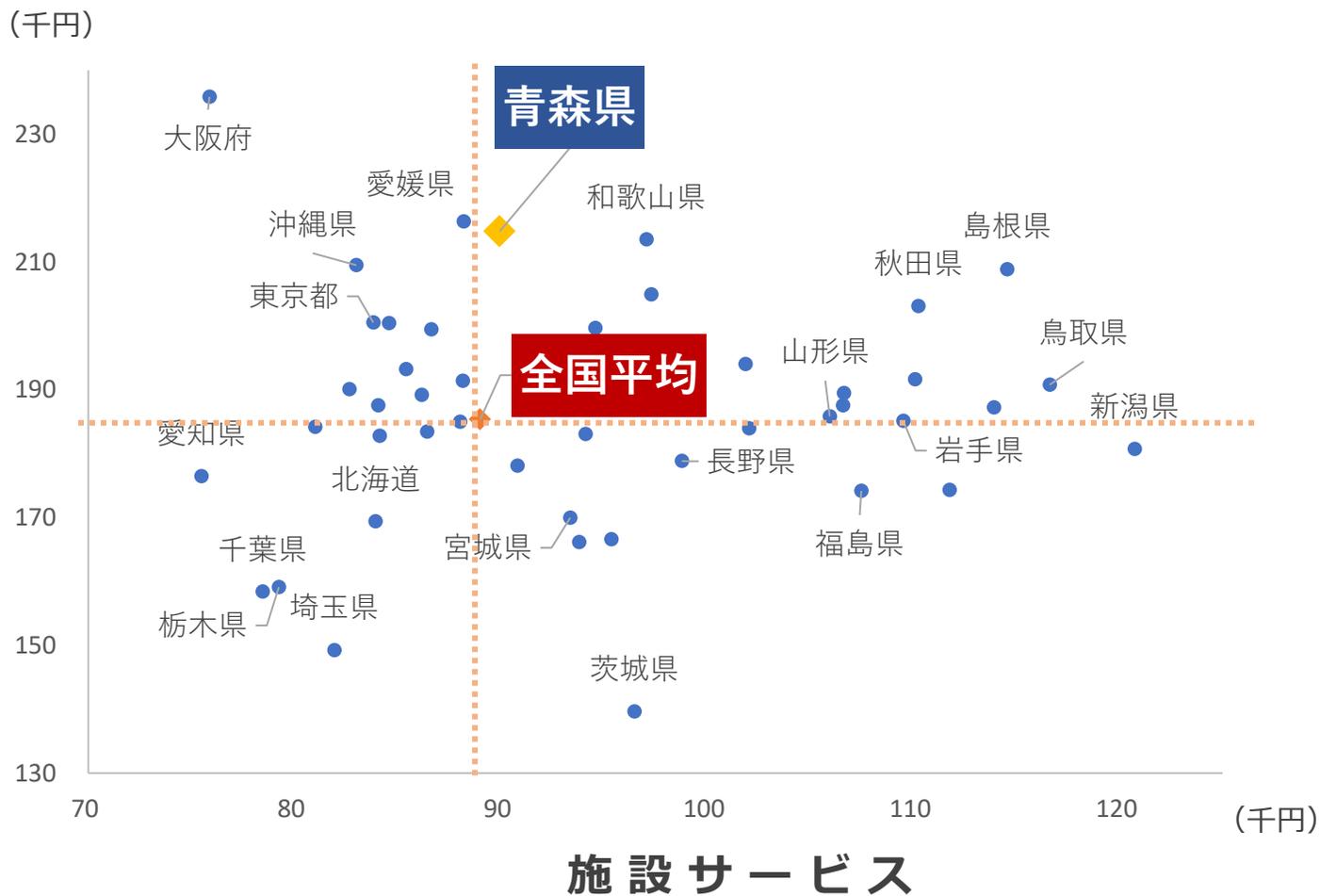
全国平均との比較



(注) 介護保険事業状況報告（年報）より。

第1号被保険者1人当たり給付費 (令和3年度)

居宅+地域密着型サービス



居宅+地域密着型
サービス給付費
**青森県は
全国で3番目に高い**

参考

認知症グループホームの
保険給付月額
(第1号被保険者1人当たり)

青森県 36千円
全国平均 18千円

金額の高さ
全国1位

(注) 介護保険事業状況報告(年報)より作成。特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等を含まない。

第1号被保険者1人当たり給付費（令和5年度）

支給限度額に対する利用額の割合

要介護度が上がるほど、支給限度額に近い金額を利用している。



区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額	50,030	105,310	167,650	197,050	270,480	309,380	362,170
居宅・地域密着型サービスの1人あたり給付額	20,274	28,869	84,121	114,448	173,218	211,856	252,345

(円)

(注) 介護保険事業状況報告より作成。令和5年11月時点。特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等を含まない。

介護保険事業者数（令和5年度）

介護保険事業者指定状況

サービスの種類	H12.4.1	R6.4.1	構成比	増減
居宅（在宅）サービス	1,929	2,956	42.4%	1,027
居宅介護支援	314	538	7.7%	224
地域密着型サービス	14	656	9.4%	642
施設サービス	175	193	2.8%	18
介護予防サービス	-	2,145	30.7%	2,145
地域密着型介護予防サービス	-	415	5.9%	415
介護予防支援	-	75	1.1%	75
合計	2,432	6,978	—	4,546

事業者数は
介護保険制度が
スタートした
平成12年から
約3倍に増加！

第1号被保険者に占めるサービス受給者の割合

区 分	青 森 県		全 国
	割 合	全国順位	
居宅（介護予防）サービス	10.86%	36位	11.87%
地域密着型（介護予防）サービス	2.81%	18位	2.57%
施設サービス	2.67%	27位	2.69%
介護老人福祉施設	1.32%	44位	1.60%
介護老人保健施設	1.17%	10位	0.96%
介護療養型医療施設	0.03%	7位	0.01%
介護医療院	0.16%	16位	0.13%
サービス総計（延べ）	16.34%	34位	17.12%

地域密着型サービスと施設サービスは、全国平均と比べてサービス受給者が多い